明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○予防接種実施規則の一部を改正する省令（**厚生労働**一二九、一三〇）　一
○工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**経済産業**六三）　四

〔告　示〕
○肥料の登録の有効期間を更新した件（**農林水産**一七三）　二
○生産業者及び輸入業者の名称及び住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があった件（**同**一七四）　四
○肥料の登録が失効した件（**同**一七五）　四
○指定区間の指定に関する告示の一部を改正する告示（**国土交通**一一七九）　五

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　六
特殊法人等
令和五事業年度財務諸表（独立行政法人国立女性教育会館・国立研究開発法人防災科学技術研究所・独立行政法人労働政策研究・研修機構・独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構・国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所）、中日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、上場会社等監査人名簿の登録及び登録抹消関係　七〇
地方公共団体
無縁墳墓等改葬関係　九九
会社その他
会社決算公告　一〇三

省令

○**厚生労働省令第百二十九号**

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十一条の規定に基づき、予防接種実施規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月二十七日

厚生労働大臣　武見　敬三